

質 問 ・ 回 答

令和6年6月11日公表

調 達 件 名	イオンクロマトグラフ分析装置
質問1	設置場所の建物は耐震構造になっていますか。
回 答	仕様書の「5 納入及び検査場所」に示した設置場所のうち、「(2)創成川水再生プラザ」、「(3)豊平川水再生プラザ」及び「(4)新川水再生プラザ」については、耐震性能を有していることを確認しております。 なお、「(1)創成川水再生プラザ内水質管理棟」については、今後、耐震改修を行う予定となっております。
質問2	本件機器のリース契約には、保守は含まれていないという認識でよろしいか。
回 答	本件の貸借契約については、仕様書のとおり、故障対応等保守契約を付すことを求めています。機器メーカーによる一般的な無償保証の適用は想定しています。 なお、メーカーによって標準仕様で保守契約が付されている場合、これを拒むものではありません。
質問3	毎月の契約金額(賃料)は、賃貸借の当該月の翌月末日までに支払われる(振り込まれる)という認識でよろしいか。 例えば、4月分は5月31日までに振り込まれるという解釈でよろしいか。
回 答	賃料は、契約約款第7条及び第8条に基づき、支払います。 第7条の規定により、受注者は翌月の10日までに、当該月分の賃料を請求することとなり、第8条の規定により、発注者は受注者から請求を受けた日(請求書を受領した日)から起算して(初日不算入)、30日以内に支払うこととなっています。 仮に、4月分の賃料について、受注者からの請求書を発注者が5月10日に受領した場合、その支払い期限は30日後の6月9日(当該日が金融機関の営業日ではない場合は翌営業日)までとなりますので、翌月末日までに支払われるという運用ではありません。
質問4	毎月の契約金額(賃料)の受注者への振込手数料は、発注者の負担という認識でよろしいか。
回 答	お見込みのとおり。
質問5	告示6(2)のただし書きに示された契約保証金免除について、過去2年間で履行済みの契約がある場合は契約保証金免除になりますか。
回 答	契約保証金は、納付していただくことが原則となります。 なお、札幌市契約規則第25条第3号による契約保証金の納付の免除については、落札時点を基準とした過去2年間に、良好に履行が完了した同種・同規模の契約実績が2件以上あり、更に、社会的諸事情等を勘案し、受注者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと札幌市が認めた場合、免除いたします。

質問6	<p>告示6(2)に示された契約保証金について、当社は、札幌市と過去に総額1億円を超える契約の受注実績があります。</p> <p>この実績をもって、当社が札幌市契約規則第25条に該当するという認識でよろしいか。</p>
回答	<p>札幌市契約規則第25条のいずれの号に該当するか否かについては、調達内容、契約金額、受注者の契約履行実績等を勘案したうえで、総合的に判断することとなります。</p> <p>したがって、過去の契約実績のみをもって、第25条各号の一に該当するという判断はいたしかねます。</p>
質問7	<p>現時点で納入期限に間に合うと確認済みですが、万が一、今後の半導体不足や紛争などの世界情勢の影響により、受注者の責任によらない事由によって納期遅延となった場合(天災等によるものも含む。)、受注者に対し、契約約款第14条による契約の解除、参加停止措置、賠償請求、違約金請求等のペナルティーを科すことなく、賃貸借開始日(契約期間)の変更に関する協議に応じていただけますか。</p>
回答	<p>納入遅延等が生じることとなった場合は、その理由の如何を問わず、いったん受注者から当該不履行に係る申出書を提出していただき、当該不履行が受注者の責めに帰する事由によるものでないと札幌市が判断したときは、代替品の納入、契約期間の変更等に係る協議を行います。</p>
質問8	<p>告示2(3)アに、「本調達は長期継続契約のため、翌年度以降において予算の削除又は減額があった場合には契約を解除することがある」との記載がありますが、過去に賃貸借期間中にこれを事由として契約を解除した事実はありますか。</p>
回答	<p>過去に予算の削除又は減額を事由として契約を解除した事案について、全てを把握できておりませんので、回答はいたしかねますが、直近5か年においては、賃貸借期間中に契約を解除した事案は生じておりません。</p>
質問9	<p>契約書案に、翌年度以降において予算の削減又は減額があった場合は契約を解除することができる旨が示されておりますが、これを理由として解約となった場合、受注者は発注者にその損害を請求することは可能でしょうか。</p>
回答	<p>受注者の責によらず、発注者の予算の削除又は減額により解約となった場合の損害賠償については、契約約款第19条第2項に基づく協議となります。</p>